新型コロナウイルス感染症に係る

各保険料（税）の減免申請、お忘れではないですか？

国民健康保険税
後期高齢者医療保険料
介護保険料

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免については、広報かがみいし７月号や町ホームページなどでお知らせしていましたが、改めてお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が①死亡または重篤な疾病を負った、もしくは**②昨年と比べて３割以上減少した収入がある**など、一定の要件を満たした世帯は保険料（税）の減免措置を受けられる場合があります。

上記以外の要件や申請方法等については、町ホームページなどをご覧いただくか、下記担当課までお問い合わせください。

※主たる生計維持者とは、原則世帯主ですが、世帯主以外の方が主として世帯の生計を維持している場合は、その方を主たる生計維持者として申請することもできます。
※主たる生計維持者の昨年の所得が０円やマイナスの場合は、算出する減免額が０円となるため、減免対象外となります。
※国民健康保険税については、退職された方で、会社都合、もしくは正当な理由のある自己都合退職（リストラ等）の場合は、新型コロナウイルス感染症の減免ではなく「非自発的失業者の軽減」の対象となります。

●問い合わせ先

・国民健康保険税	税務町民課	税務グループ	☎62-2114
・後期高齢者医療保険料	税務町民課	町民グループ	☎62-2112
・介護保険料	福祉こども課	福祉グループ	☎62-2210

町HPのQRコード

熱いぜ！まちの火の要人（ひのかなめびと）

【第８回】

橋本（はしもと）　和弥（かずや）さん（34）

第１分団（久来石）分団長

普段のお仕事：会社員

20歳の時に先輩から勧誘されて入団しました。同じ分団の団員たちは気楽に話せる友達のような存在で、プライベートでも交流があります。しかし、当初は十数人いた団員も現在は４、５人にまで減ってしまい、活動に支障をきたしている状況です。消防団は仲間がいなければ成り立たない活動です。鏡石町の住民として、一緒に町を守る仲間が増えていってほしいと思っています。

消防団の階級

消防団には警察や自衛隊のように階級制度があり、法律や条例で７つに分類されています。団長、副団長（訓練部長含む）は本部員として組織全体を指揮し、分団長、副分団長、部長、班長、団員は、町内９つの分団に分かれて地域ごとに活動を行います。火災をはじめとした災害現場でスムーズな活動を行うためには、日頃の訓練と階級に基づく指揮命令系統が必要不可欠なのです。

消防団の階級章

鏡石町消防団に関するお問い合わせは　鏡石町総務課　☎62-2111　E-mail：somu@town.kagamiishi.lg.jp

軽度・中程度難聴児に対する補聴器購入費等助成のご案内

町では、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴のお子さんの保護者の方に、補聴器購入費等費用の一部を助成します。

●**対 象 者**　以下の要件を全て満たす対象児童の保護者
（１）鏡石町に住所を有する 18 歳未満の児童
（２）両耳の聴力レベルが原則 30dB以上 70dB未満の児童
（30dB未満でも医師が必要性を認めれば対象となります）
（３）市町村民税所得割の額が 46 万円以上の方がいない世帯に属する児童
（４）他の法令等に基づく補聴器購入等の助成等を受けていない児童

●**助 成 額**　基準額の範囲内で購入等費用の３分の２

●**対象経費**　（１）新規購入費用
（２）耐用年数（５年）経過後に補聴器を更新する費用

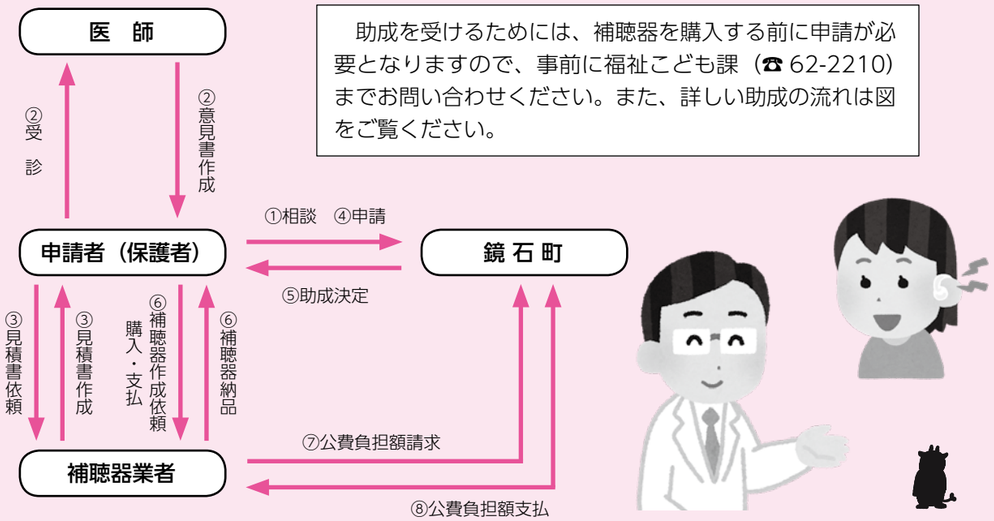

助成を受けるためには、補聴器を購入する前に申請が必要となりますので、事前に福祉こども課（☎62-2210）までお問い合わせください。また、詳しい助成の流れは図をご覧ください。

オリンピック聖火リレートーチの展示について

福島県は、東京オリンピック聖火リレーの県内の機運醸成を図るため、県内 21 市町村でオリンピック聖火リレートーチの巡回展示を行っています。

鏡石町は下記の６日間が対象となり、間近でトーチを見ることができる貴重な機会ですので、ぜひ会場に足をお運びください。

●**期　間**　１月６日㈬～１月 11 日（月・祝）
●**時　間**　９時～ 18 時
●**場　所**　町公民館　玄関ロビー
●**問い合わせ**　教育課　☎62-2031

10 月に郡山市で展示された聖火リレーのトーチ